

第2期瑞浪市教育振興基本計画 みずなみ教育プラン（案）

令和6年3月

瑞浪市 教育委員会



目次

第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画策定の位置づけ	4
3 計画期間	4
4 計画における教育の範囲	5
5 SDGs の取り組み	5
第2章 瑞浪市の教育における現状と課題	9
1 教育における現状	9
2 市民意識調査	16
4 教育における課題	17
第3章 基本構想	25
1 基本理念	25
2 基本目標	26
3 目指す子どもの姿、市民の姿	27
4 基本的視点	27
5 施策	27
6 基本構造の概念図	28
第4章 基本計画	31
基本目標 たくましく生きる基礎を育てる 学校教育・就学前教育の推進	31
施策1 確かな学力の育成	31
施策2 豊かな心の育成	33
施策3 一人一人の実態に応じた指導・援助の充実	35
施策4 教育DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進	37
施策5 健やかな体づくりと食育の推進	38
施策6 学校・家庭・地域の連携・協働の推進	39
施策7 学校環境等の整備	41
第5章 計画の推進に向けて	45
1 推進体制	45
2 計画の進行管理と見直し	45
資料編	49
1 瑞浪市教育振興基本計画推進委員会	49
2 第2期計画までの経緯	52
3 教育に関する市民アンケート結果	53
4 教育に関する団体ヒアリング結果	73



第1章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

瑞浪市教育委員会では、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、平成26（2014）年に「瑞浪市教育振興基本計画～みずなみ教育プラン～」(以下「第1期計画」という。)を、また、平成31（2019）年に中間見直しを行い、後期基本計画(以下「後期計画」という。)を策定し、教育の振興に取り組んできました。

第1期計画の計画期間である10年間、「夢・生きがい・誇りを育む 瑞浪の教育」を基本理念に掲げ、様々な施策の取組みを実施しました。

国においては、令和5（2023）年6月に第4期教育振興基本計画が閣議決定され、岐阜県においても、令和6（2024）年3月に新たな第4次岐阜県教育ビジョンが策定されます。

現在の社会情勢においては、少子高齢化やグローバル化、急速な技術革新と相まって、地球規模の課題への取組みであるSDGsの推進、新型コロナウイルス感染症の影響による社会活動の低迷からの回復など、人々の生活に影響を及ぼす多くの課題が山積しています。

また、教育を取り巻く環境も大きく変わり、学校教育においては、新しい学習指導要領の実施やGIGAスクール構想の推進など、大きな流れの中での対応が求められています。

こうした社会の急速な変化や諸問題に対応し、市民のみなさんが「夢・生きがい・誇り」をもって生活できる社会の実現のため、本市の教育が果たす役割は重要です。

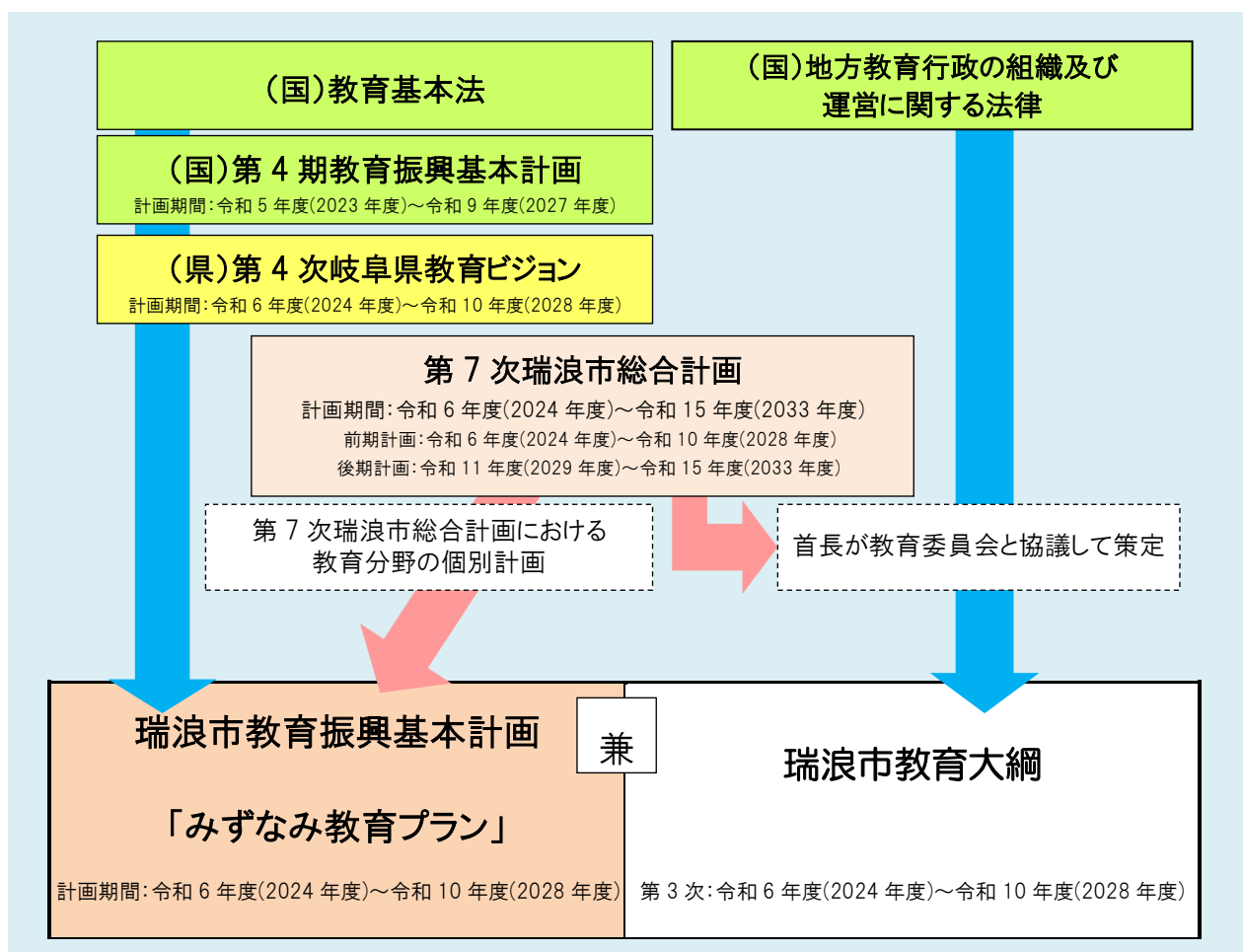
瑞浪市教育委員会では、第1期計画が令和5年度で終了することから、これらの社会情勢や国、県の施策を反映した令和6年度を初年度とする新たな、「第2期教育振興基本計画」を策定しました。

なお、近年の急速な社会情勢、教育環境を取り巻く変化に対応するため、第2期計画は、計画期間を5年計画とし、柔軟な教育行政を推進することとします。

2 計画策定の位置づけ

瑞浪市における教育の振興のための施策に関して基本的な事項を定めるものであり、「第7次瑞浪市総合計画」における教育分野の個別計画として位置付けます。

また、平成27（2015）年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、各自治体の首長は総合教育会議において教育委員会と協議し、「教育大綱」を策定することとなりました。本市では教育大綱を本計画の基本理念及び基本目標として位置付け、両者を一体的に策定することで、教育施策のさらなる充実を図ります。



3 計画期間

計画の期間は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間です。

4 計画における教育の範囲

令和6（2024）年4月からの組織再編により、生涯学習、文化、スポーツ等の分野が市長部局へ移管となり、教育委員会において本計画を定め取り組んでいることから、本計画は、教育委員会が所管し施策を実施していく学校教育・就学前教育及び家庭教育を対象範囲とします。

5 SDGs の取り組み

平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」において、2030年までに「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す国際社会全体の目標として「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」が掲げられ、17の目標が設定されています。

グローバル化の進展に伴い、国境を越えた交流がますます拡大している中で、日本の文化やふるさとの歴史を大切にしつつ、多様な考えや文化についての理解や、コミュニケーション能力の育成などが求められています。本計画においてもこの理念を踏まえた事業の展開が求められています。

■ SDGs 17 の国際目標





第2章

瑞浪市の教育における現状と課題

第2章 瑞浪市の教育における現状と課題

1 教育における現状

(1) 就学前教育・学校教育

① 公立幼稚園の状況

市内には公立幼稚園が8園あります。園児数は次に示すとおりです。

■ 公立幼稚園

(人)

幼稚園名	所在地	R 5年度園児数		
		保育部	教育部	合計
陶幼稚園	陶町	27	6	33
稲津幼稚園	稲津町	69	17	86
みどり幼稚園	下沖町	139	35	174
桔梗幼稚園	土岐町	75	25	100
竜吟幼稚園	釜戸町	35	6	41
日吉幼稚園	日吉町	24	5	29
一色幼稚園	寺河戸町	86	20	106
瑞浪幼稚園	北小田町	110	38	148
合計	-	565	152	717

※園児数は、令和5年5月1日現在3歳児以上の人数

② 公立小中学校の状況

市内には、公立小学校が7校、公立中学校が3校あります。児童生徒数は次に示すとおりです。

■ 公立小学校

(人)

小学校名	所在地	R 5年度児童数
瑞浪小学校	北小田町	756
土岐小学校	土岐町	317
陶小学校	陶町	67
稲津小学校	稲津町	199
明世小学校	明世町	193
日吉小学校	日吉町	76
釜戸小学校	釜戸町	71
合計	-	1,679

※令和5年度(2023年度)学校基本調査より

■ 公立中学校

(人)

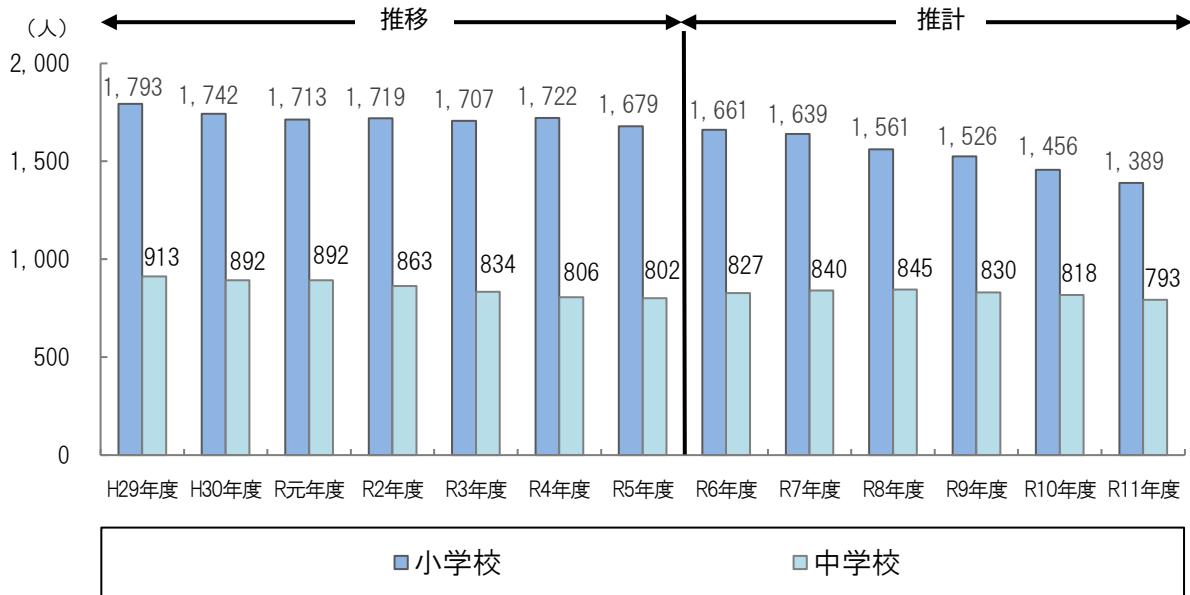
中学校名	所在地	R 5年度生徒数
瑞浪中学校	土岐町	333
瑞浪南中学校	稲津町	132
瑞浪北中学校	土岐町	337
合計	-	802

※令和5年度(2023年度)学校基本調査より

③児童生徒数の推移

令和5年度の小学校児童数は、前年度比43人減の1,679人、中学校生徒数は、前年度比4人減の802人となっています。その後児童生徒数は減少し、令和11年度の推計値では、小学生児童数は1,389人、中学校生徒数は793人を見込んでいます。

■ 児童生徒数の推移・推計

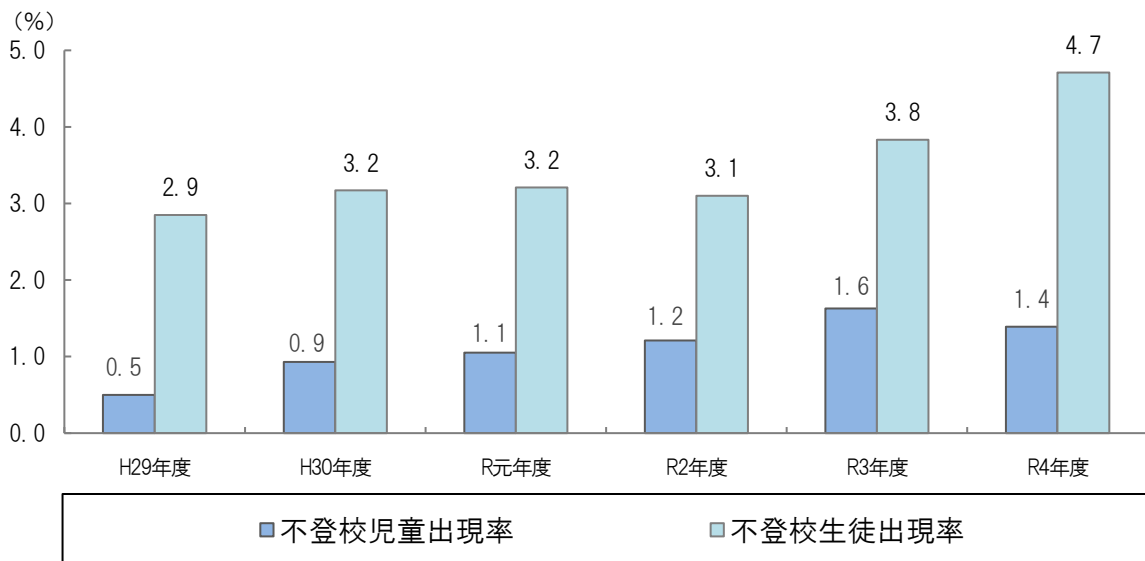


※R6年度以降は、出生数等をもとにした推計値

④不登校児童生徒出現率の推移

不登校児童生徒出現率は年度による変動はありますが、増減を繰り返しながら推移しています。

■ 不登校児童生徒出現率の推移



⑤いじめについて

いじめ認知件数は、小中学校ともに令和元年度に多くなり、その後増減を繰り返しながら推移しています。

■ いじめ認知件数

(件)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
小学校	18	17	37	22	38	37
中学校	17	76	90	37	66	38
合 計	35	93	127	59	104	75

いじめの解消率※は次に示すとおりです。

■ いじめの解消率

(%)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
解消率	74	77	83	81	87	80

※いじめの解消率とは、いじめ事案について、各校がいじめであると判断し対応した事案について、具体的な内容や取組・解消状況について報告を受け、その報告をもとに年度末に集計

(2)社会教育

①公民館講座等の状況

令和4年度の公民館講座数は141件、参加者数は7,259人となっています。

■ 公民館講座数及び受講者数

上段：(件) 下段：(人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
講座数	118	122	136	89	115	141
参加者数	16,113	16,585	13,805	4,546	5,668	7,259

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症予防のため、講座数、参加者数が減少しています

②公民館の利用状況

令和4年度の利用者数は93,766人となっています。

■ 公民館利用者数の推移

(人)

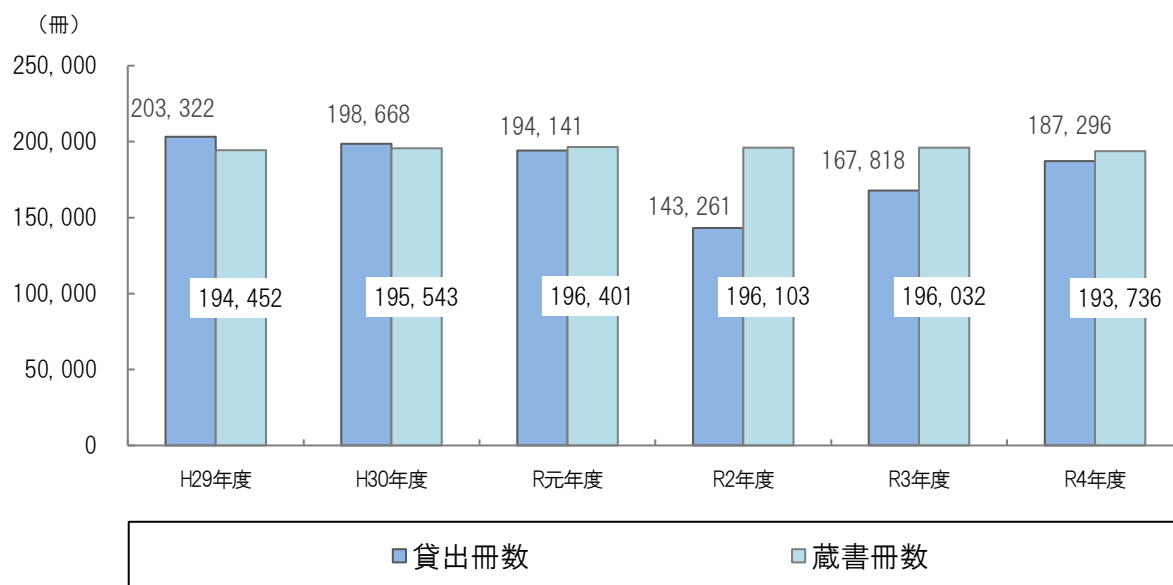
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
中央公民館	94,608	94,739	78,385	26,831	29,588	31,571
陶公民館	22,973	21,077	19,516	6,628	15,704	12,679
稲津公民館	42,919	41,289	36,308	17,259	17,838	25,048
日吉公民館	10,060	11,956	11,027	3,898	7,341	7,314
釜戸公民館	26,767	29,947	21,546	9,496	10,859	12,999
大湫公民館	4,888	3,540	4,371	1,818	2,461	2,326
合計	202,215	202,548	171,153	65,930	83,791	93,766

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症予防のための臨時休館等により、利用者数が減少しています

③市民図書館の利用状況

市民図書館の貸出冊数は、令和2年度に大きく減少しましたが、その後徐々に増加傾向にあります。蔵書冊数は、令和4年度で前年度比2,296冊減の193,736冊となっています。

■ 市民図書館の貸出冊数・蔵書冊数



※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症予防のための臨時休館等により、貸出数が減少しています

(3)生涯スポーツ

①体育関連施設の利用状況

利用者数は施設により増減幅に差があります。全体としては、市民アーチェリー場を除く施設で令和2年度に大きく減少しましたが、その後徐々に増加傾向にあります。

■ 体育関連施設の利用者数の推移

(人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
市民体育館	110,001	106,939	91,453	26,078	32,005	52,714
市民野球場	6,824	10,120	11,428	5,326	4,024	6,363
樽の上野球場	6,793	6,915	7,885	2,360	1,478	2,578
市民競技場	7,053	4,499	8,269	5,459	4,194	8,463
市民テニスコート	32,351	29,756	25,475	13,348	16,764	23,329
市民アーチェリー場	198	17	40	54	130	98
市民弓道場	6,425	7,478	6,416	3,059	4,424	5,829
日吉スポーツ施設	13,705	13,237	12,718	9,791	9,250	16,337
学校開放(体育館)	102,808	98,791	99,681	60,146	56,427	134,127
合計	286,158	277,752	263,365	125,621	128,696	249,838

※狭間川テニスコートの利用者数は、市民テニスコートに含む

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症予防のための臨時休館等により、利用者数が減少しています

②スポーツ少年団の状況

令和4年度のスポーツ少年団の登録団数は14団体となっています。令和4年度の登録人数は272人となっています。令和4年度の登録指導者数は55人となっています。

■ スポーツ少年団の登録団数、登録人数、登録指導者数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
登録団数(件)	19	20	20	19	15	14
登録人数(人)	400	427	406	318	277	272
男性(人)	234	279	259	215	181	175
女性(人)	166	148	147	103	96	97
登録指導者数(人)	83	83	71	84	64	55

(4)文化・芸術・文化財

①教育関連施設の利用状況

利用者数は施設により増減幅に差があります。全体としては、令和2年度に大きく減少しましたが、その後増減を繰り返しながら推移しています。

■ 教育関連施設の利用者数の推移

(人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
化石博物館	25,378	26,503	26,471	17,236	21,361	24,666
陶磁資料館	9,173	6,947	6,366	3,200	5,505	3,475
市之瀬廣太記念 美術館	6,037	6,830	6,306	2,542	4,977	3,034
地球回廊	32,917	30,133	31,564	25,890	—	—
自然ふれあい館	8,774	9,896	10,126	3,251	4,871	11,826
総合文化センター 文化ホール	42,132	45,431	37,561	10,959	11,158	7,037
総合文化センター 展示室	10,769	10,649	7,481	4,658	6,272	1,496
合計	135,180	136,389	125,875	67,736	54,144	51,534

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症予防のための臨時休館等により、利用者数が減少しています

②指定文化財・天然記念物の状況

国指定文化財は名勝天然記念物・天然記念物・史跡があわせて4件指定されています。県指定文化財は17件、市指定文化財は73件、国登録有形文化財は11件となっています。

■ 国・県指定文化財・天然記念物

(件)

国指定文化財			県指定文化財	市指定文化財	国登録有形文化財
名勝天然記念物	天然記念物	史跡			
1	2	1	17	73	11

※令和5年●月●日現在

2 市民意識調査

本調査は、教育や生涯学習、文化・スポーツ活動等に対する市民の意識を把握し、「第2期瑞浪市教育振興基本計画」を策定していくうえでの基礎資料とすることを目的として次の調査を実施しました。

(1)教育に関する市民アンケート

調査対象、配布・回収方法、調査期間、配布数、回収数、回収率は以下のとおりです。

	市民向け調査	子ども向け調査	保護者向け調査	教職員向け調査
調査対象	令和4年12月1日現在、瑞浪市に在住する20歳以上の市民を無作為抽出	令和5年1月1日現在、瑞浪市に在学する全小学校5年生、中学校2年生	令和5年1月1日現在、瑞浪市に在学する全小学校5年生、中学校2年生の保護者	令和5年1月1日現在、瑞浪市内小学校・中学校に勤務する全教職員
配布・回収方法	郵送による配布・回収、Web調査併用	Web調査	学校を通じて調査、郵送による回収、Web調査併用	Web調査
調査期間	令和4年12月21日 ～ 令和5年1月31日	令和5年1月16日 ～ 令和5年1月31日	令和5年1月16日 ～ 令和5年2月17日	令和5年1月16日 ～ 令和5年1月31日
配布数(A)	1,000通	564通	564通	231通
回収数(B)	384通	522通	383通	178通
回収率(B/A)	38.4%	92.6%	67.9%	77.1%

(2)教育に関する団体ヒアリング

市内で活動している教育関連の団体を対象に、日頃活動を行う中で感じている課題、主に子どもたちの教育に対する今後の課題等を把握するためにヒアリング調査を実施しました。

調査対象：幼稚園園長会、小学校・中学校校長会、幼稚園保護者会、PTA連合会、学校運営協議会、青少年育成市民会議理事会、社会教育委員、体育協会、スポーツ少年団、スポーツ推進委員会、文化財審議会委員、図書館協議会

調査方法：ヒアリングシート配布・回収、対面

調査期間：令和5年2月～3月

*調査結果の概要は資料編に掲載しています。

4 教育における課題

(1) 学校教育・就学前教育

課題1 いじめの未然防止・早期発見・早期対応

市民アンケートにおいて、「学校教育」を充実させるために今後、市が力を入れるべきであるものについてみると、「いじめの未然防止や早期発見・早期解決」が上位に位置づけられおり、年代別でも全ての年代において上位に位置付けられる結果となっています。

いじめのない学校づくりを目指して、真摯に取り組むことが必要です。

課題2 一人一人の実態に応じた適切な指導・援助の充実

市民アンケートにおいて、今後、市が力を入れるべき施策についてみると、「一人一人に応じた支援の充実」が上位に位置づけられおり、年代別では特に20歳代で高い結果となっています。

多様な教育ニーズに対応するため、不登校児童生徒への支援や特別に支援が必要な児童生徒に対する切れ目ない支援が必要です。

課題3 確かな学力の向上

市民アンケートにおいて、今後市が力を入れるべき施策についてみると、「子どもの確かな学力の向上」が上位に位置づけられています。

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的推進による、質の高い学びを実現させることや外国語によるコミュニケーションを図るための資質・能力の育成が必要です。

また、「学校教育」を充実させるために、今後、市が力を入れるべきであるものについてみると、「教師の指導力の向上」が2番目に多い結果となっています。

教員研修の充実と、教員が授業に専念できる環境の整備を進めることが必要です。



課題4 就学前教育の充実

市民アンケートにおいて、今後市が力を入れるべき施策についてみると、「就学前教育の充実」が上位に位置づけられており、特に30代、40代で高い結果となっています。

小学校教育との円滑な接続や幼小中の連携が必要です。

課題5 学校給食・食育の充実

市民アンケートにおいて、今後市が力を入れるべき施策についてみると、「栄養バランスのとれた給食の提供」が上位に位置づけられています。

継続して、安全・安心な給食の提供が必要です。

課題6 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

市民アンケートにおいて、子どもたちへの教育において、何が課題であるかについてみると、「家庭・地域・学校の連携の強化」が、今後市が力を入れるべき施策として重要視されています。

中でも、「就学前教育」を充実させるために今後、市が力を入れるべき施策として、「家庭、地域が一体となって子どもの教育に取り組む環境づくり」が70歳以上の約半数が重要施策だと感じている結果となっています。

全ての公立小中学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールを進めていくことが必要です。

課題7 安全・安心な学校施設の整備

市民アンケートにおいて、今後市が力を入れるべき施策についてみると、「安全・安心な学校施設の整備」が上位に位置づけられています。

中学校の耐震化、空調整備、トイレの洋式化・乾式化について順次進めてきました。今後、老朽化した校舎について、改修を行う中で、バリアフリー化や、環境配慮の仕組みの導入などについても検討していく必要があります。また、学校における安全教育の取組をすることが必要です。

(2)社会教育

課題1 生涯学習に取り組むきっかけづくり

市民アンケートでは、この1年間に生涯学習に取り組んだことがないと回答した人が40.9%を占めています。取り組んでいない理由をみると、「忙しくて時間がない」(40.1%)が最も高く、次いで「きっかけがつかめない」(19.7%)、「特に理由はない」(17.2%)の割合が高くなっています。保護者アンケートにおいても、生涯学習の活動をしたことが「ない」「今はしていない」を合わせると83.6%と大多数を占めており、自主的な活動を行わない理由をみると、「時間的に余裕がない」(58.8%)が最も高く、次いで「情報がない、入手の方法がわからない」(27.8%)となっています。

市民の多様なニーズに対応した学習機会を提供できるよう、生涯学習講座等の内容の充実を図るとともに、多くの人の興味関心を得ることができるよう、開催情報や生涯学習の魅力を効果的に発信することが必要です。

課題2 家庭教育の充実と青少年の健全育成

近年、少子化、核家族化、共働き世帯の増加など、家庭をめぐる状況の変化に伴い、家庭の教育力の低下が懸念されています。児童虐待相談件数の急速な増加などの家庭をめぐる問題が複雑化する中、社会全体で家庭における教育力の充実を図っていくことが求められています。そして、地域が、積極的に児童生徒及び青少年を育てるという姿勢にたち、豊かな心の育成や心身の成長へとつなげていくことが必要です。

課題3 児童生徒と地域とのつながり強化

学校教育・就学前教育の課題6でも整理しているように、児童生徒と地域とのつながりを作り、強化していくことが必要です。



(3)生涯スポーツ

課題1 スポーツの場の充実

スポーツ施設の利用満足度の市民アンケート結果では、施設自体を「知らない」、「利用したことがない」との回答が、瑞浪市民体育館は51.3%と約半数を占め、アーチェリー場、弓道場では80%を超えています。スポーツ教室などのイベントや、スポーツ施設についての情報発信を行い、スポーツおよびスポーツ施設への関心を高めていただくことが必要です。

課題2 スポーツ教室・交流会の充実・スポーツをする機会の情報提供

「市民がスポーツに親しみやすくするために、今後、市が力を入れるべきであると思うもの」とのアンケート結果では、「スポーツ教室や交流会の充実」が24.7%、「スポーツに関する情報提供」が19.5%と比較的多い状況です。スポーツ教室等の充実・情報提供に努める必要がありますが、開催に際しては参加者や施設利用者の声を吸い上げ、各公民館事業等と重ならない内容の検討が必要です。またSNS等も活用し、開催情報の発信を行っていくことが必要です。

課題3 スポーツ推進委員の活用

スポーツ推進委員は、各地域や市内全域で活動を行っています。しかし、スポーツ推進委員の存在や活動内容を知らない方も多いため、活動や取組内容について、SNS等も活用しての情報発信が必要です。

(4)文化・芸術・文化財

課題1 文化芸術活動団体の活動の活性化 文化芸術活動の支援

各種文化芸術活動団体については、発表機会の減少や団体構成員の減少による活動の停滞化が危惧されており、活動の活性化を図ることが課題となっています。

また、市民アンケートでは、「文化・芸術振興」のために、今後、市が力を入れるべきであると思うものについてみると、「文化・芸術に関する情報提供」が(22.1%)となっています。優れた文化芸術に触れ、気軽に親しむことができる機会の創出とともに、多くの人の興味関心を得ることができるよう、効果的に情報発信することが必要です。

課題2 伝統文化に触れる機会の充実

本市に残る数々の文化財を後世に伝えるために、各保存団体が文化財の保存と伝承に取り組まれています。そうした中で後継者の確保と育成という問題に直面しており、その解決のための支援が必要になっています。

課題3 幼稚園・学校や地域との連携

市民アンケートにおいて、学校・地域・家庭が連携協力するのに必要なことについてみると、「地域の伝統芸能・スポーツ・芸術文化活動への児童・生徒の参加促進」が(27.0%)となっています。子どもの文化芸術活動の機会を適切に確保するとともに、地域の活性化にもつながる取り組みを支援することが必要です。

課題4 文化財の調査・保存

本市には、指定文化財や登録文化財を含む多くの文化財が残されており、これらは市の歴史や文化、自然などを知るための貴重な財産です。市民アンケートにおいても「文化財の調査と保存」が必要であるとの認識がある人は21.9%と比較的多い状況であり、文化財の価値を明らかにするために調査を継続・推進し、その成果を分かりやすく市民に伝えることが必要です。また、文化財を良好な状態で後世に伝えるため、文化財の保存・修理や伝承などの事業に対する支援を充実させることも必要です。

課題5 文化財の活用と体制の充実

市民アンケートにおいて「文化財の公開や有効活用」や「郷土遺産に触れる機会の充実」が必要であるとの認識がある人は、21.4%、23.4%と比較的多い状況であり、見学会の開催や様々な情報発信、教育普及活動を行うなど、積極的に文化財の公開・活用を行う必要があります。また、公開・活用のためには周辺環境の整備など、定期的な管理を要する文化財もみられます。ボランティア活動などを通じてそれら管理に関わることも「郷土遺産に触れる機会の充実」に資することから、地域住民などと連携した文化財の活用体制を充実させることも必要です。

課題6 博物館機能の充実と学校・地域との連携

市民アンケートにおいて、「博物館機能や設備の充実」が必要であるとの認識がある人は11.2%とそれほど高くありませんが、博物館は文化財などの収集・調査・保存、また公開・活用を行う重要な拠点施設です。現在の博物館は、施設・設備に老朽化が認められるほか、バリアフリー未対応の部分もあり、古文書や彫刻など多様な文化財の展示・保存に適した施設とするためには、改修・更新を行ってそれら機能を充実させることが必要です。また、地域の文化財や自然などに関連した展覧会・講座の開催を継続するとともに、博物館と学校・地域住民・まちづくり組織などが一層の連携を図り、郷土への愛着・関心を高めることも必要です。



第3章

基本構想

第3章 基本構想

1 基本理念

夢・生きがい・誇りを育む みずなみの教育

【基本理念の趣旨】

次世代を担う子どもが夢に向かってたくましく生き、市民は生きがいをもって心豊かに暮らすことを通じて、市民誰もが郷土・瑞浪に誇りを感じることができる教育を推進します。

○みずなみの教育は、困難に負けず、自ら問題解決を図りながら、**夢**に向かって果敢に挑戦する子を育みます。

○みずなみの教育は、家庭や地域を大切にしながら、**生きがい**をもっていきいきと暮らす市民を育みます。

○みずなみの教育は、子どもから高齢者まで市民全員が、教育の様々な過程において、地域への愛着や**誇り**を育む教育を推進します。

2 基本目標

基本理念を達成するための基本目標は次のとおりです。

基本目標 たくましく生きる基礎を育てる学校教育・就学前教育の推進

就学前教育の質の向上、そして児童・生徒の学力や生きる力の向上に取り組むとともに、園・学校・家庭・地域が連携した教育を展開するなど、教育環境の充実を図ります。

【関連する SDGs】

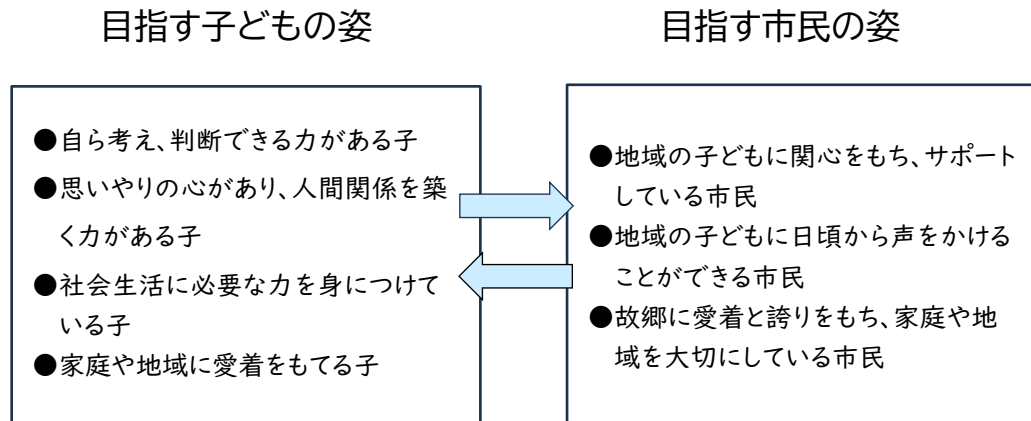


以下の分野については、市長部局で取り組みます。

- ★ とともに学び支え合う社会教育の推進
- ★ 誰もが気軽にスポーツに親しめる生涯スポーツの推進
- ★ 郷土愛を育む文化・芸術の振興

3 目指す子どもの姿、市民の姿

目指す子どもの姿、目指す市民の姿の具体像を次のとおり定めます。



4 基本的視点

基本理念や基本目標を実現していくにあたり、本計画で重視する視点を次のとおり示します。

- 上述の「目指す子どもの姿」の実現や、就学前・学校教育の充実のためには、「幼稚園・学校、家庭、地域の連携」なしには実現することはできません。本計画の全般において、「幼稚園・学校、家庭、地域が連携」していく視点を重視していきます。
- 市の教育を取り巻く様々な社会的な変化を、受け身として捉えるのではなく、プラスの効果をもたらす機会と捉えて、「教育を取り巻く変化に柔軟に対応」する視点を重視していきます。

5 施策

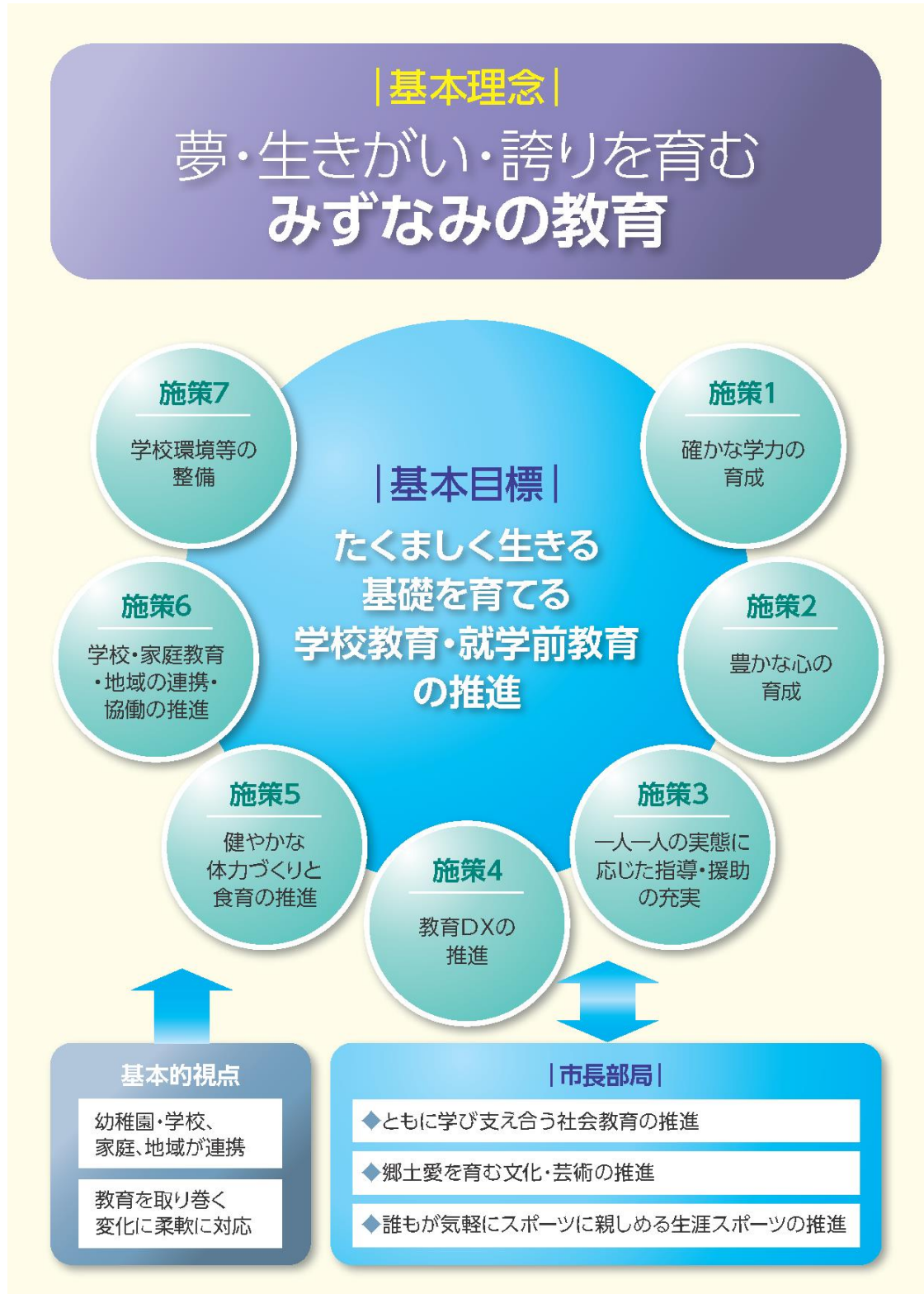
本計画の施策は次に示すとおりです。

【施策】

1. 確かな学力の育成
2. 豊かな心の育成
3. 一人一人の実態に応じた指導・援助の充実
4. 教育DXの推進
5. 健やかな体づくりと食育の推進
6. 学校・家庭・地域の連携・協働の推進
7. 学校環境等の整備

6 基本構造の概念図

「第2期教育振興基本計画 みずなみ教育プラン」における基本構想の概念図は以下の通りです。





第4章

基本計画

第4章 基本計画

基本目標 **たくましく生きる基礎を育てる 学校教育・就学前教育の推進**

すべての子どもに対して質の高い教育・保育を提供するためには、小学校就学前教育を充実させるとともに、学校教育においては調和のとれた人間性の育成をめざし、子どもへの基礎的・基本的な内容の確実な定着を図ることが必要です。

また、社会の変化を柔軟に捉え、問題を解決する資質や能力が求められることから、基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等の確かな学力の育成が求められています。

就学前教育の質の向上、そして児童生徒の学力や生きる力の向上に取り組むとともに、幼稚園・学校・家庭・地域が連携した教育を展開するなど、教育環境の充実を図ります。

さらに、一人ひとりが多様な価値観を認め、互いの人権を尊重する態度を養い、主体的に学び、考え、行動する力と個性や能力を活かしながら、人や社会とのつながりを大切にし、より良い社会を創造する力を育てていきます。

施策1 確かな学力の育成

児童生徒の興味や関心を踏まえ、学びを深める機会を提供するとともに、子どもたちの可能性を引き出す授業の充実を図ります。さらに、学びの実践とICT活用を組み合わせることで、教育の質の向上につなげていきます。

また、子どもたちが将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を身に付けることができるよう、キャリア・パスポートの活用を図ります。また、自己の適性を知り、進路や生き方について主体的に考える機会として、職場体験学習を実施します。

幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎が培われる最も大切な時期であることから、就学前の子どもが新しい学校生活に円滑に移行していくために、幼稚園との連携、及び、生活や学びの連続性を大切にした教育課程等の充実を図ります。

【指標】

■ 成果指標及び目標

成果指標名	現状値 (2022年度)	目標値 (2028年度)
「学校の授業は分かる」と答えた児童生徒の割合 (市学習状況調査)	86.6%	90.0%
自然、生活、社会体験の実施回数	26回	30回
接続を見通した教育課程の実施結果を踏まえて、接続期カリキュラム(アプローチカリキュラム、スタートカリキュラム)を、よりよいものとなるよう検討をしている園・小学校の割合	53.0%	75.0%

【取組】

● できる・わかる授業の充実

- (1) 児童生徒の学力状況を把握し、できる・わかる授業を実現します。
- (2) デジタル教材を導入するとともに、個別最適な学びや協働的な学びの一体的な推進をします。

● キャリア教育の充実

- (1) 自然、生活、社会体験の機会を設定します。
- (2) 「キャリア・パスポート」を活用し、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育成します。

● 就学前教育の指導・推進

- (1) 就学前教育において、規範意識の芽生えや基本的生活習慣の定着を図るため、体験を通じた指導を充実させます。
- (2) 幼稚園への指導者の派遣を継続します。
- (3) 就学前教育と小学校教育の接続の推進を図ります。

施策2 豊かな心の育成

児童生徒の豊かな心を育成するためには、人との関わりや体験を通して規範意識や道徳性を育てていくことが求められます。子どもたちが主体的に判断し、適切に行動する力を育成するとともに、心の教育の充実を図ります。

また、いじめの早期発見・未然防止や虐待、ヤングケアラー問題については、担任だけでなく複数の教職員や専門家、関係機関等が児童生徒に関わることが重要です。子どもたちの情報を多面的に把握し、適切に判断・対応できる体制や仕組みを構築・推進し、児童生徒が安全に通え、安心して学べる環境づくりに努めます。さらに、命の大切さに関する指導を行い、自他の生命を尊重できる児童生徒を育成します。

男女共同参画の意識を育むためには、幼少期からの教育が重要な役割を担っています。学校・幼稚園等において、男女平等教育を促進するとともに、自らの生き方を主体的に選択できる能力を育てる教育を推進します。

【指標】

■ 成果指標及び目標

成果指標名	現状値 (2022年度)	目標値 (2028年度)
「自分にはよいところがある」と思う児童生徒の割合（市学習状況調査）	84.2%	90.0%
いじめは、「どんな理由があってもいけない」と考える児童生徒の割合（全国学力学習状況調査）	98.0%	100.0%
自殺予防教育（SOSの出し方教育・性被害から守る教育）を行った学級の割合	90.0%	100.0%
「道徳」「学活」「総合」「保健」の授業で男女共同参画の学習を行った学級の割合	—	100.0%

【取組】

● 道徳教育の充実

- (1) 自己の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した一人の人間として他者とともによりよく生きるための、基盤となる道徳性を養うために発達段階に応じた道徳教育を推進します。
- (2) 奉仕活動や、地域の方とのふれあいなどの体験学習を推進します。



● いじめへの対応と、人権教育の推進

- (1) 教育相談の拡充と、「いじめ110番ダイヤル」の周知を図ります。
- (2) 「心のアンケート」や「学校生活に関するアンケート」を活用して児童生徒理解を深めるとともに、関係機関と連携し、問題の早期発見・早期対応を図ります。(ヤングケアラー、虐待等対応含む)

● 「ぎふ いのちの教育」の推進

- (1) 命の大切さや、自身をかけたがない存在であると認識できるよう「ぎふ いのちの教育」を推進します。

● 男女共同参画の推進【新規】

- (1) 人間形成の基礎が培われる子どもの頃から男女共同参画に対する理解を深めるとともに、一人ひとりが将来を見据えて自己を形成できる教育に努めます。

施策3 一人一人の実態に応じた指導・援助の充実

特別な支援を必要とする子どもと保護者に対して、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応する体制づくりを行い、支援を必要とする児童生徒の学びの場を確保します。また、関係機関や民間団体との連携・協働の充実を図ります。

さらに、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が同じ場で可能な限りともに学ぶことができるよう、インクルーシブ教育[※]の構築を図ります。

不登校の児童生徒に対しては、学校における支援体制の整備、関係機関との連携・協働等の体制の充実を図り、子どもや保護者に対して切れ目のないきめ細かな支援を行います。

また、スクールカウンセラーを活用し、更なる相談体制の充実を図ります。

※インクルーシブ教育：障がいのある子どもと障がいのない子どもが、ともに学ぶ教育の仕組み。障がいのある子どもが教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において、初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどが必要とされている。

【指標】

■ 成果指標及び目標

成果指標名	現状値 (2022年度)	目標値 (2028年度)
通常の学級に在籍する特別の教育的支援が必要な児童生徒の個別の指導計画作成率	48.6%	70.0%
校内支援センターの整備率	30.0%	80.0%
自分には良いところがあると回答する児童生徒の割合（全国学力学習状況調査）	80.6%	90.0%

【取組】

● 特別支援教育の充実

- (1) 障がいのある子どもと障がいのない子どもが、可能な限りともに過ごすことのできる環境整備を行います。
- (2) 特別支援コーディネーターを中心とした校内支援体制の構築、及び、関係機関との連携を図ります。
- (3) 個別の支援計画、個別の指導計画の作成・充実と、情報の引継ぎを行います。
- (4) 学業支援員を適切に配置し、きめ細かな指導を推進します。



● 不登校児童生徒の社会的自立を目指した支援

- (1) 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」に基づき、不登校対策を推進します。
- (2) 教育支援センターを中核にした、教育相談、不登校対策を推進します。
- (3) 適応指導教室「こぶし教室」の運営と、不登校児童生徒の社会的自立を支援します。

● 教育相談体制の整備

- (1) 様々な問題を抱える児童生徒や保護者に対し、心理の専門家であるスクールカウンセラーを活用したカウンセリングを行います。

施策4 教育DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進

各教科等の授業において児童生徒が計画的にICTを活用できるよう、情報教育環境の整備を進め、今後社会で求められるICT活用スキルの育成を図ります。

また、情報機器の悪用が個人や社会に多大な経済的・精神的損害を与えることを理解して誠実な情報活用を行うなど、新たな情報倫理上の課題に対応できる資質・能力の育成を図ります。

一方、学校を取り巻く課題が複雑化・多様化する中で、教職員が子どもたちと向き合うための時間的・心理的な余裕が生み出せるよう、校務のDX化を進め、業務の効率化を推進します。

【指標】

■ 成果指標及び目標

成果指標名	現状値 (2023年度)	目標値 (2028年度)
「学校でタブレットを使って学習していますか」という質問に、「毎日使っている」「だいたい使っている」と答える児童生徒の割合 (市学習状況調査)	84.0%	90.0%

【取組】

● 情報通信機器の整備による情報教育の推進

- (1) 児童生徒の情報活用能力(情報モラル含む)育成のために、ICT機器の利活用の日常化を図ります。
- (2) ICT支援員を活用し、授業等においてICT機器の効果的な活用を進めます。
- (3) 校務のDX化を進め、教職員の時間外勤務を削減します。

施策5 健やかな体づくりと食育の推進

成長期にある児童生徒が、体を動かす楽しみや喜びを体感でき、心身の成長や健康の保持・増進が図られるよう、体力づくりの強化に努めます。

また、衛生管理の徹底を図り、安全・安心な学校給食を安定的に提供していくとともに、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けられるよう、地産地消を通じた食育を進めます。さらに、持続可能な食を支えるために、学校・家庭・地域が連携して子どもたちの給食と健やかな成長を支えていく体制づくりを推進します。

【指標】

■ 成果指標及び目標

成果指標名	現状値 (2022年度)	目標値 (2028年度)
新体力テストの県平均を上回る種目率	51.8%	55.0%
給食食材における県内産(市内産を含む)農畜産物の使用割合	18.0%	20.0%
「朝食を毎日食べていますか」という質問に、「いつも食べている」「だいたい食べている」と答える児童生徒の割合(市学習状況調査)	94.9%	98.0%

【取組】

● 学校における体力づくりの充実

- (1) 児童生徒の発達段階を踏まえた体育指導を充実し、運動能力・体力テストを把握し、指導方法の改善を図ることで、体力の向上を図ります。

● 学校給食の安全供給と安心で美味しい給食の提供

- (1) 地元産農産物を積極的に採用する他、県内産野菜等を優先的に使用します。

● 学校・家庭の「食育」支援

- (1) 全国学校給食週間を活用し、家庭での食育を推進する情報提供を実施します。
 (2) 地域等の要望に応じ、食育講座等を実施します。
 (3) 栄養教諭を計画的に学校へ派遣し、給食時間等を活用した食育を推進します。

施策6 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

子どもたちの育ちや学びを地域社会全体で支えていくために、家庭・学校・地域がともに育てたい子どもの姿を共有することが大切です。幼小中の教職員の交流をはじめ、各学校との交流、保護者や地域住民が学校運営に参画できる仕組みに努めます。

また、交通事故・犯罪などの多様な危険に対し、地域住民や関係機関等と連携しながら、子どもの身を守るための取組を進めるとともに、学校における安全対策の徹底に取り組むことで、児童生徒が安心して学校生活を過ごすことができる環境づくりを進めます。

【指標】

■ 成果指標及び目標

成果指標名	現状値 (2022年度)	目標値 (2028年度)
幼小中共通の教育課題に関する研修の実施	2講座	3講座以上
「学校での出来事や趣味、友達のことなど家族と一緒に話をすることはありますか」という質問に、「よくある」「ときどきある」と答える児童生徒の割合（市学習状況調査）	92.7% （*2023年度）	95.0%
「自分たちの住む地域のよさを、より理解することができた」と感じる児童生徒の割合（各校の児童生徒アンケート）	80.8%	90.0%
年3回以上の防災訓練（内、1回は不審者対応）を実施している学校の割合	80.0%	100.0%

【取組】

● 幼小中の連携支援

(1) 園児・小中学生の交流、幼稚園・小中学校の教職員の交流を促進します。

● 家庭の学びの充実

(1) 子どもを育てる基礎となる家庭での教育について、保護者に対する情報提供や学習機会を充実させるなどの取組を進めます。



● コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

- (1) コミュニティ・スクールの取組について意見交換する場を設け、各校の取組に反映するよう努めます。

● 学校における防災・防犯の推進

- (1) 各学校における防災・防犯訓練を充実します。
- (2) 関係機関との連携により、通学路の定期的な安全点検を行います。
- (3) 「子ども110番の家」を中心として、地域で子どもを見守る体制づくりを支援します。

施策7 学校環境等の整備

老朽化した校舎の改修を行う上で、バリアフリー化や脱炭素・環境配慮の仕組みの導入等について検討を進めるなど、安全・安心で質の高い教育環境を確保するための学校整備を行います。

【指標】

■ 成果指標及び目標

成果指標名	現状値 (2022年度)	目標値 (2028年度)
校舎の大規模改造工事に着手した学校数	6校/10校	9校/10校
トイレ改修工事(洋式・乾式化)進捗率	6校/9校	9校/9校

【取組】

● 老朽化した学校施設の改修

- (1) 学校施設の計画的な点検と整備を進めます。
- (2) 老朽化した学校施設の整備を進めます。

● 教育環境の整備・向上

- (1) 小中学校のトイレの洋式化・乾式化を進めます。
- (2) 小中学校のバリアフリー化を検討します。
- (3) 小中学校への環境配慮手法の仕組みの導入について検討します。



第5章

計画の推進に向けて

第5章 計画の推進に向けて

1 推進体制

計画の推進にあたっては、市民、幼稚園・学校、地域、教育関係団体、市などがそれぞれ主体的に行動するとともに、互いに協力・連携して、基本理念「夢・生きがい・誇りを育む みずなみの教育」の実現に向けて取り組めます。

また、教育に係る施策は、子育てや福祉、健康などの分野を所管する他の部局とも密接に関わるため、これまで以上に関係部局との連携を高め、実効性の高い教育施策を推進していきます。

2 計画の進行管理と見直し

本計画の基本理念を実現するため、毎年度、各課において「方針と重点」を策定し、それに基づき事業を計画（Plan・計画）、実施（do・実行）します。翌年度、事業の実施状況を点検評価（check・評価→act・改善）することで、計画の計画的かつ効果的な進捗に努めます。

なお、社会情勢の大きな変化や教育を取り巻く新たな課題などが生じた場合には、必要に応じて内容を見直すなどの対応を行います。